

税関係証明書交付申請書

(宛先) 上越市長

※本人確認のため、マイナンバーカード、運転免許証等をご提示ください。

令和 年 月 日

市記入欄

マイナカ、免許証
住基カ、在留カ
旅券、身障者手帳
療育手帳、年金手帳
保険証、聴取、面識
その他()

確認者：

1. 申請者(窓口に来た方)

住所		
(フリガナ)		日中連絡のとれる電話番号
氏名	大・昭・平 年 月 日生	- -

2. どなたの証明が必要ですか

申請者と同じ → 「3. 必要な証明書について」へ

<input type="checkbox"/> 同一世帯の親族	住所	※同一世帯は記載不要	
<input type="checkbox"/> 被相続人 (亡くなられた方)	(フリガナ)	(フリガナ)	
<input type="checkbox"/> その他法令等による場合 ()	氏名	氏名	
	明・大・昭・平 年 月 日生	明・大・昭・平 年 月 日生	
<input type="checkbox"/> その他 「委任状」が必要です	委 任 状		
<input type="checkbox"/> 個人	上記以外の代理の方が申請する場合、下記欄への署名又は記名押印(法人は記名押印)が必要です。 「私は上記 1.申請者を代理人として証明を申請・受領することを委任します」		
<input type="checkbox"/> 法人	住所		
	氏名	(署名又は記名押印) ※法人の場合は代表者印 (法人名入り)	
	(法人名、代表者役職・氏名)		
	大・昭・平 年 月 日生		

3. 必要な証明書について

所得などの証明	納税証明	固定資産証明
令和 年度 (平成・令和 年分の所得)	令和 年度	令和 年度 【共有名義：あり・なし】
1. 所得・課税証明 (所得・税額・扶養人数等)	5. 市・県民税 通	10. 資産証明(評価額) 通
《主な使いみち》 被扶養者認定、児童手当、 ビザ、年金、特定医療費(指 定難病) など	6. 固定資産税 (共有名義：あり・なし) 通	11. 公課証明(税額) 免税点未満・非課税は証明不可 通
	7. 軽自動車税(種別割) 通	12. 名寄帳 通
	8. 国民健康保険税 通	13. 記載事項証明 通
	9. 法人市民税 事業年度 年 月 日から 年 月 日まで	14. 土地家屋納税証明 年度～ 年度第 期 通 免税点未満・非課税は証明不可
2. 所得証明(所得のみ) 通		【必要な証明内容】 <input type="checkbox"/> 全資産(土地及び家屋) <input type="checkbox"/> 土地全部 <input type="checkbox"/> 土地一部 → 裏面4へ <input type="checkbox"/> 家屋全部 <input type="checkbox"/> 家屋一部 → 裏面4へ
3. 課税証明(税額のみ) 通		
4. 営業証明 通		

4. 固定資産証明の一部請求

区分	町名（大字名）	地番	地目または構造	地積または床面積	家屋の種類及び家屋番号
土地・家屋				m ²	
土地・家屋				m ²	
土地・家屋				m ²	
土地・家屋				m ²	
土地・家屋				m ²	
土地・家屋				m ²	
土地・家屋				m ²	

5. 添付書類等（申請者の資格とその確認のため、以下の書類をご用意ください）

相続人 (亡くなった方の証明を取得する場合)		<ul style="list-style-type: none"> 申請者との相続関係がわかる戸籍謄本 (相続人指定代表者が申請する場合、戸籍の添付は不要です) 亡くなった方の住所が上越市以外の場合、死亡の事実が確認できる戸籍または住民票
固定資産税賦課期日後の新所有者 (1/1以降に所有権移転があった場合)		<ul style="list-style-type: none"> 次のいずれかひとつ 「登記事項証明書」「売買契約書」「登記識別情報通知」 ※証明は1月1日時点の所有者名で記載
借地・借家人		<ul style="list-style-type: none"> 事実関係が確認できる書類（賃貸借契約書等） ※発行は「記載事項証明」に限る
法定代理人	成年後見人 保佐人 補助人	<ul style="list-style-type: none"> 「登記事項証明書」または「審判所謄本+審判確定証明書」 ※保佐人・補助人は代理権の範囲内
訴訟等申立人	競売による所有権移転	「代金納付期限通知書」及び「物件目録」
	強制競売申立	「不動産競売申立書」「当事者目録」「物件目録」及び、「執行力のある債務名義の文書」
	任意競売申立 (担保不動産競売)	「不動産競売申立書」「当事者目録」「物件目録」及び、「担保権の存在を証する文書」

※場合により上記以外の書類をご用意いただくことがあります。